## 【セブンカード/ポイントサービス特約】新旧対比表

現行	改定後
ポイントサービス特約	ポイントサービス特約
第1条 (本特約の目的)	第1条(本特約の目的)
1. 当社は会員に対し、セブンカード会員規約(以下	1. 当社は会員に対し、セブンカード会員規約(以下
「会員規約」といいます。)第6条に定める付帯サ	「会員規約」といいます。) 第6条に定める付帯サ
ービスの1つとして、会員が加盟店においてカード	ービスの1つとして、会員が加盟店においてカード
を利用すること等により、本特約の規定に従い会員	を利用すること等により、本特約の規定に従い会員
にポイントを加算し、加算されたポイントを当社が	にポイントを加算し、加算されたポイントを当社が
指定する第2条に定める「ポイント利用加盟店」に	指定する第2条に定める「ポイント利用加盟店」に
おいて本特約の規定に従って利用することができる	おいて本特約の規定に従って利用することができる
サービス(以下「ポイントサービス」といいます。)	サービス(以下「ポイントサービス」といいます。)
を提供します。 <del>ただし、カードのうち、「SEVEN CARD</del>	を提供します。
plus」と記載のあるカードについては、本特約は適	
用されず、当社が別途定める「セブンカード・プラ	
ス nanaco ポイントサービス特約」が適用されるもの	
とします。	
第4条 ポイント加算の方法	第4条 ポイント加算の方法
(3) 本会員と家族会員のポイント加算について	(3) 本会員と家族会員のポイント加算について
クレジットポイント (C) は各々ご利用された会員に	クレジットポイント (C) は各々ご利用された会員に
加算されます。 <del>本項は2019年4月から9月末の期間</del>	加算されます。
に渡り順次適用となります。	
【20 <del>19</del> 年 <mark>7</mark> 月版】	【2020年1月版】